

公害防止管理者制度のあらまし

－特定工場における公害防止組織の整備－

1. 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」について

製造業（物品加工業含む。）等で特定の施設を設置している工場は、公害防止に関する最高責任者として公害防止統括者、公害防止に関する技術的事項の管理者として公害防止主任管理者及び公害防止管理者を選任し、人的管理組織体系を設置するよう義務づけられています。

（1）本法の目的

この法律は、公害防止管理者等（公害防止統括者及び公害防止主任管理者、公害防止管理者）選任の制度を設けることによって、特定工場の公害防止組織の整備を図り、組織的な公害防止の取組に資することを目的としています。

（2）本法の概要

特定工場を設置している者（**特定事業者**という。）は、
設置する**施設区分**に応じ、**公害防止管理者**かつ**代理者**を
工場の**規模**に応じ、さらに**公害防止統括者**かつ**代理者**、**公害防止主任管理者**かつ**代理者**を
選任し、所定の様式により都道府県知事又は市町村長に届出なければならない。

※制定の経緯

1970年（昭和45年）にいわゆる「公害国会」が開かれ、公害問題克服のため、公害対策基本法の改正のほか、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等を含め14の法律が改正又は制定されました。当時、多くの工場は十分な公害防止体制（人的管理組織）が整備されていない状況でありました。

そこで、翌年、工場内に公害防止に関する専門的な知識を有する人的組織体系の設置を義務付けた標記法律（公害防止組織法もしくは、公害防止管理者法の略称で呼ばれる。）が制定されました。

2. 特定工場について

(1) 公害防止管理者法における特定工場

①その業種が対象となる1～4のいずれかに属している。

1. 製造業（物品加工業含む。） 2. 電気供給業 3. ガス供給業 4. 熱供給業

※原則として、日本標準産業分類（総務省）による。

ホームページ <https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/htoukeib.do> を参照してください。

②「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」（以下「政令」とする。）で定めるいずれかの施設を設置している。

以上の①を満たし、②に該当する、政令で定める工場が特定工場となります。

(2) 「政令」で定める特定施設、特定工場

①ばい煙発生施設、工場

大気汚染防止法施行令別表第一に掲げる施設（同表13の項に掲げる施設（廃棄物焼却炉）を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書きの附属施設に設置されるものを含む。）

①-1 有害物質を使用する施設を設置する工場

大気汚染防止法施行令別表第一の9項に掲げるばい煙発生施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。）又は同表14項から26項までに掲げるばい煙発生施設のいずれかが設置されている工場

①-2 有害物質を使用しないが排出ガス量が大量である施設を設置する工場

①-1に掲げる工場以外の工場で排出ガス量（設置されているばい煙発生施設において発生し、大気中に排出されている気体の1時間あたりの量を温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。以下同じ。）が1万Nm³/時以上のもの

…別添資料1を参照してください。

②汚水等排出施設、工場

水質汚濁防止法施行令別表第一の第2号から第24号まで、第26号から第59号まで、第61号から第63号まで、第63号の3、第64号、第65号から第66号の2まで、第71号の5及び第71号の6に掲げる施設（同表第62号に掲げる施設で鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く。）

②-1 有害物質を使用する施設を設置する工場

水質汚濁防止法施行令別表第一の第19号、第22号、第23号の2、第24号、第26号から第29号まで、第31号から第35号まで、第37号、第38号の2、第41号、第43号、第46号から第48号まで、第50号、第51号、第53号、第58号、第61号から第63号まで、第63号の3、第64号、第65号から第66号の2まで、第71号の5及び第71号の6に掲げる汚水等排出施設のいずれかが設置されている工場で、排水を排出しているもの、又は特定地下浸透水を浸透させているもの

(※) 汚水等排出施設に限らず工場から公共用水域（河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路）へ排出水を排出しているもの

②-2 有害物質を使用しないが排出水量が大量である施設を設置する工場

②-1 に掲げる工場以外の工場で排出水量（※）が $1,000\text{m}^3$ / 日以上のも

（※） 特定工場から公共用水域へ排出されるすべての水（終末処理場を有する公共下水道に排出される水は対象外）で、1日あたりの平均的な排出水の量

…別添資料2及び資料3を参照してください。

③特定粉じん発生施設、工場

大気汚染防止法施行令別表第二の二に掲げる以下の施設（これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）を設置する工場

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 解綿用機械 | (原動機の定格出力が3.7kW以上) |
| 2. 混合機 | 〃 |
| 3. 紡織用機械 | 〃 |
| 4. 切断機 | (原動機の定格出力が2.2kW以上) |
| 5. 研磨機 | 〃 |
| 6. 切削用機械 | 〃 |
| 7. 破碎機及び磨碎機 | 〃 |
| 8. プレス [剪断加工用のものに限る。] | 〃 |
| 9. 穿孔機 | 〃 |

[これらは、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。]

④一般粉じん発生施設、工場

大気汚染防止法施行令別表第二に掲げる以下の施設（これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）を設置する工場

1. コークス炉 (原料処理能力 50t / 日以上)
2. 鉱物*1又は土石の堆積場 (面積が $1,000\text{m}^2$ 以上)
3. ベルトコンベア及びバケットコンベア*2
(ベルト幅が 75cm 以上又は、バケット内容積が 0.03m^3 以上)
4. 破碎機及び磨碎機*3 (原動機の定格出力が 75kW 以上)
5. ふるい*3 (原動機の定格出力が 15kW 以上)

[*1 コークスを含み、石綿を除く。]

[*2 鉱物*1、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。]

[*3 鉱物*1、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。]

⑤-1 騒音発生施設、工場

騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内にあり、以下の施設を設置する工場

1. 機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。）
2. 鍛造機^{たん}（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）

⑤-2 振動発生施設、工場

振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内にあり、以下の施設を設置する工場

1. 液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のものに限る。）
2. 機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。）
3. 鍛造機^{たん}（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）

⑥ダイオキシン類発生施設、工場

ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一の第1号から第4号まで及び別表第二の第1号から第14号に掲げる施設を設置する工場

…別添資料4を参照してください。

※法・政令等の詳細は、別途資料もしくは下記ホームページを参照してください。

環境省>法令・告示・通達 : <https://www.env.go.jp/hourei/>

3. 公害防止組織体系について

(1) 本法が定める公害防止組織は、次の3つの職種で構成されており、特定工場の規模、設置する施設の規模・種類の要件等に応じ、選任します。なお、それぞれの代理者を必ず選任しておく必要があります。

①公害防止統括者及びその代理者

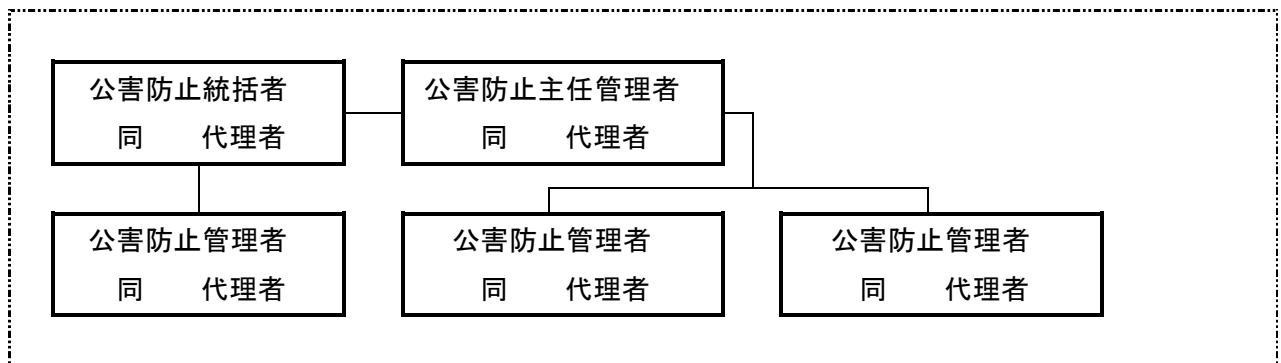
- ・ 常時使用する従業員の数が21名以上の場合、選任が必要です。
- ・ 工場の公害防止に関する業務（施設の監視、維持、使用等）を統括・管理する役割を担います。工場長等の職責にある方が適任とされます。
- ・ 資格は不要です。代理者もこれに準じます。

②公害防止主任管理者及びその代理者

- ・ ばい煙発生施設かつ汚水等排出施設が設置されている工場のうち排出ガス量が4万Nm³／時以上であり、かつ排出水量が1万m³／日以上である場合、選任が必要です。
- ・ 公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する役割を担います。部長又は課長等の職責にある方が適任とされます。
- ・ 公害防止主任管理者としての資格が必要です。代理者の資格要件もこれに準じます。

③公害防止管理者及びその代理者

- ・ 公害発生施設の区分ごとの選任が必要です。法・政令等を参照してください。
- ・ 公害発生施設又は公害防止施設の運転、維持、管理、燃料、原材料の検査等技術的事項の役割を担います。施設の直接の責任者の職責にある方が適任とされます。
- ・ 公害発生施設の区分に応じた公害防止管理者の資格が必要です。代理者の資格要件もこれに準じます。



注) 原則として、2つ以上の工場について、同一の公害防止主任管理者、公害防止管理者を選任することはできません。ただし、公害防止管理者については、兼務可能な要件を満たせば、複数の特定工場において兼任することができます。

※特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号ただし書き（第10条第2項において準用する場合を含む。）に基づく基準（平成17年3月7日告示）参照（http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/kougai'boushi/download/tadashigaki.pdf）

(2) 選任すべき事由が発生してからの選任期限は、以下のとおりです。

	選任の内容	選任の期限
①	公害防止統括者及びその代理者の選任	30日以内
②	公害防止主任管理者及びその代理者の選任	60日以内
③	公害防止管理者及びその代理者の選任	60日以内